

高額介護合算療養費のお知らせ

▶医療と介護の両方を利用している世帯の方へ

国民健康保険または後期高齢者医療制度と介護保険の両方のサービスを利用した世帯で、1年間（8月～翌年7月）に支払った自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請によって超えた額が支給されます。対象となる方には3～4月頃に申請のお知らせを送ります。

▼1年間の自己負担限度額（8月～翌年7月）

要件	所得区分	自己負担限度額
①70歳以上の国民健康保険加入者、 全ての後期高齢者医療制度加入者	課税所得6,900,000円以上	2,120,000円
	課税所得3,800,000円以上6,900,000円未満	1,410,000円
	課税所得1,450,000円以上3,800,000円未満	670,000円
	課税所得1,450,000円未満	560,000円
	住民税非課税世帯（区分Ⅱ）※1	310,000円
	住民税非課税世帯（区分Ⅰ）※2	190,000円
②70歳未満の国民健康保険加入者	所得9,010,000円超	2,120,000円
	所得6,000,000円超9,010,000円以下	1,410,000円
	所得2,100,000円超6,000,000円以下	670,000円
	所得2,100,000円以下	600,000円
	住民税非課税世帯	340,000円

※1 同一世帯の世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方。

※2 同一世帯の世帯全員が住民税非課税かつ、世帯全員の各所得が0円（年金所得は控除額800,000円、給与所得がある場合は給与所得から100,000円控除）、または老齢福祉年金を受給している方。

～ご注意ください～

- ①の課税所得とは、住民税における課税所得です。
- ②の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから基礎控除額（430,000円）を差し引いた金額を世帯で合算したものです。
- 医療保険と介護保険のいずれかが自己負担額0円の場合は、対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

問い合わせ

国民健康保険グループ
(☎051771)

年金・長寿医療グループ
(☎052137)

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします。

のぼりべつ法律事務所

弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会
弁護士 本間 寛菜 札幌弁護士会

離婚・相続・消費者被害・債務整理
交通事故・その他

<http://noboribetsu-law.jp/>

相談は
要予約

0143-83-7381

月～金 9:00～17:30
※夜間・土日は完全事前予約
登別市若山町4丁目40-5
メープル・ペット・ワン303号

空き家・売却・相続・リフォーム・解体・片付け
相談は無料です！お気軽にご相談ください！



住まいのお困り事ご相談ください

相談アドバイザー常駐は4月頃からの予定です

相談対応時間
月～土 10-17時
祝日・お盆・年末年始を除く

家のおてつだい
アーニス1階 電話 83-7502

有限会社 山地不動産企画 登別市中央町5丁目11-1
北海道知事免許 胆振(9)第690号 ☎(0143)85-5573